

おらほの納税教室

漁業や農業、個人事業での収入（不動産を含む）がある人へ

青色申告と白色申告の違い

項目	青色申告	白色申告
帳簿	現金出納帳＋白色申告で必要な帳簿	売上帳、仕入帳、経費帳など
事前の届出	必要	不要
確定申告時の作成書類	所得税青色申告決算書	収支内訳書
税制上の優遇処置	さまざまな特典があります。 ※詳細は、「青色申告の主な特典」のとおりです。	なし

青色申告の主な特典

- ★事業所得から最大65万円を控除できる「青色申告特別控除」
複式簿記により記帳している人は、一定の要件の下で最大65万円を控除することができます（簡易な帳簿の場合は、最大10万円控除）。
- ★事業を手伝う家族への給料が全額経費になる「青色事業専従者給与」
生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、かつ、その事業に6カ月以上従事している人に支払う給与について、仕事の内容から相当な金額を支払う場合は、必要経費にすることができます（「青色事業専従者給与に関する届出書」の提出が必要です）。

青色申告にするためには、何をすればいいの？

青色申告にするためには、税務署への申請が必要です。青色申告をしようとする年の3月15日までに「所得税の青色申告承認申請書」を気仙沼税務署に提出して、承認を受けると青色申告を利用することができます。
令和2年分から青色申告を始めたい場合は、令和2年3月15日までに申請が必要となります。
※青色申告についてご不明な点は気仙沼税務署（☎22-6780）へご相談ください。

青色申告の特典を生かして、節税効果を高めよう！

家族で事業を営んでいる場合や、毎年の収入の変動が大きいような場合は、青色申告をお勧めします。上記で挙げた特典のほかにも有利なことがあるので、節税効果は高くなります。
また、自分で申告するのが不安な人は、税理士に依頼する方法や商工会に相談する方法があり、これらの委託料は必要経費に含めることができます。



所得税青色申告決算説明会

令和元年分所得税申告において青色申告をされる人を対象に、青色申告決算説明会を開催します。令和元年分確定申告に向けて、青色申告の決算の仕方などを説明します。ぜひ、ご参加ください。

- 開催日：12月11日(水)
- 時間：午後2時～3時30分
- 場所：役場第2庁舎 2階大会議室
- 持ち物：筆記用具

* 今月の税 *

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう！

- 固定資産税……………第4期
- 国民健康保険税……………第6期
- 介護保険料……………第5期
- 後期高齢者医療保険料…第5期

納付期限
12月2日(月)

口座振替日
11月25日(月)

☎ 町民税務課税務係 ☎46-1372

住民票とマイナンバーカードに旧姓(旧氏)が併記できます

11月5日(火)から申請により住民票、マイナンバーカード（個人番号カード）へ旧姓が併記できるようになります。
婚姻などで氏に変更があった場合でも、従来称してきた氏を住民票やマイナンバーカードに掲載されることにより、旧姓で本人確認の証明が可能となります。
申請方法などの詳細はお問い合わせいただくか、総務省ホームページをご覧ください。

☎ 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

国民年金だより

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

— 年末調整・確定申告まで大切に保管を！ —

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

社会保険料の控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された人は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際には送付された証明書（または保険料を納めたことの確認が出来る書類など）の添付が必要になります。

また、令和元年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納付された人については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の照会は、控除証明書のはがきに表示されている専用ダイヤルにお問い合わせください。

国民年金一般については以下にお問い合わせください。

☎ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115
役場 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

〈次回の年金相談会〉

年金に関する相談事がありましたら利用してください。
【日時】11月13日(水) 午前10時～午後3時30分
【場所】南三陸町役場 1階相談室

